

# 公益財団法人世田谷区保健センター非常勤職員規程

( 昭和 52 年 12 月 27 日 )  
( 財世保規程第 8 号 )

(趣 旨)

第 1 条 この規程は、公益財団法人世田谷区保健センター（以下「財団」という。）職員就業規程（昭和 52 年 7 月 19 日 財世保規程第 6 号）第 3 条第 2 項の規定に基づき、財団に非常勤として就業する者（以下「非常勤職員」という。）に関して、必要な事項を定める。

一部改正〔平成 14 年規程 3 号〕

(採 用)

第 2 条 理事長は、業務の遂行上必要がある場合は、予算の範囲内において、財団に非常勤職員を採用することができる。

(職名等)

第 3 条 非常勤職員の職名及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 参 与 一般事務
- (2) 事 務 員 一般事務
- (3) 医 員 医務課における医療業務
- (4) 嘱 託 医 総合福祉センターにおける医療業務
- (5) 技 術 員 医務課における臨床検査業務、看護業務、放射線業務等
- (6) 技 能 員 自動車運転業務等
- (7) 専門指導員 総合福祉センターにおける理学療法、作業療法、言語療法、心理指導、視覚障害者指導、看護、運動指導、保育及び社会福祉の増進及び精神保健の向上、精神障害者の福祉の増進に関する業務
- (8) 相 談 員 総合福祉センターにおける福祉用具及び住宅改造に関する相談業務
- (9) 介 助 員 総合福祉センターにおける障害者介助業務
- (10) 嘱 託 員 一般事務、臨床検査、放射線業務等

一部改正〔平成 4 年規程 2 号・12 年 3 号・14 年 3 号・14 年 5 号・16 年 1 号・21 年 7 号・23 年 10 号〕

(雇用期間)

第 4 条 非常勤職員の雇用期間については、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 非常勤職員の雇用期間は、1 年とする。
- (2) 理事長は、非常勤職員について勤務実績等を考慮して、4 回を限度として雇用期間を更新することができる。ただし理事長が特に必要と認める場合はこの限りでない。
- (3) 雇用期間が 5 年に達した非常勤職員が契約を更新し、新たな契約の雇用開始日以降に無期雇用の申し出をした場合、その後取り交わす労働契約から雇用期間の定めを削除する。ただし雇用期間の定め以外の労働条件は変わらないこととする。
- (4) 非常勤職員の雇用期間は、理事長が別に定める年齢に達した日以後における最初の 3 月

31日を越えることができない。ただし、理事長が特に必要と認める場合はこの限りでない。

一部改正〔平成4年規程2号・12年3号・14年3号・29年度6号〕

(勤務態様等)

第5条 非常勤職員の勤務態様は、月16日以内とし、勤務日数、勤務日及び勤務時間の割り振りは、第3条各号に規定する職名ごとに理事長が別に定める。

一部改正〔平成12年規程3号・29年度6号〕

(賃金)

第6条 非常勤職員に対して支給する賃金の額は、予算の範囲内において、理事長が定める。

一部改正〔平成29年度6号〕

(費用弁償)

第7条 非常勤職員が業務上出張するときは、予算の範囲内で費用弁償として旅費を支給する。

(年次有給休暇等)

第8条 非常勤職員の年次有給休暇等については、理事長が別に定める。

(通勤手当)

第9条 通勤距離が片道2キロメートル以上で交通機関等を利用する非常勤職員（第3条第4号に規定する医員及び同条第5号に規定する嘱託医を除く。）に対しては、通勤に要する運賃等の実費を支給する。

2 前項に規定するもののほか、通勤手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

一部改正〔平成12年規程3号・14年3号〕

(退職及び解雇)

第10条 非常勤職員は、退職を希望するときは、退職を希望する日の14日前までにその旨を理事長に願い出なければならない。

2 理事長は、非常勤職員が次の各号の一に該当することとなったときは、これを解雇する。

(1) 勤務実績が良くない場合

(2) 心身の故障のため、業務の遂行に堪えない場合

(3) 施設の廃止、職制の改廃又は予算の減少により廃職を生じた場合、もしくは事務事業の都合により必要がなくなった場合

(4) 刑事事件に関し起訴された場合

全部改正〔平成14年規程3号〕一部改正〔平成29年度6号〕

(社会保険等)

第11条 理事長は、非常勤職員を労働者災害補償保険の被保険者とするほか、週の実働時間により厚生年金保険、全国健康保険協会管掌健康保険、及び雇用保険の被保険者とすることができる。

一部改正〔平成29年度6号〕

(その他)

第13条 この規程の実施について必要な事項は、理事長が定める。

付 則

この規程は、昭和 52 年 12 月 27 日から施行し、昭和 52 年 2 月 1 日から適用する。

付 則（平成 4 年 3 月 11 日規程第 2 号）

この規程は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 12 年 5 月 25 日規程第 3 号）

この規程は平成 12 年 5 月 25 日から施行し、平成 12 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 14 年 3 月 14 日規程第 3 号）

- 1 この規程は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程による改正前の財団法人世田谷区保健センター非常勤職員規程（以下「改正前の規程」という。）の規定により任用された非常勤職員が、この規程の施行後も引続き任用される場合、改正前の規程第 4 条第 3 号の規定により更新した任用期間の回数をこの規程による改正後の財団法人世田谷区保健センター非常勤職員規程第 4 条第 3 号に規定する任用期間の更新回数に通算する。

附 則（平成 14 年 5 月 30 日規程第 5 号）

この規程は、平成 14 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成 16 年 3 月 26 日規程第 1 号）

この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 11 月 17 日規程第 7 号）

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 3 月 1 日規程第 10 号）

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 2 月 28 日規程第 6 号）

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。